

# 第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置付け

第3節 計画の期間

## 第1節 計画策定の趣旨及び基本理念

本市では令和3年3月に障害者基本法に基づく第3次障害者福祉基本計画を改定し、共生社会の実現に向け、「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を基本理念に、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、同時に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体として「第6期光市障害福祉計画」（令和2年度～令和5年度）を策定し、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるように努めてきました。

この度、現行の「第6期光市障害福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、障害者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「第7期光市障害福祉計画」を策定するものです。

### 基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり  
～共生社会の実現にむけて～

## 第2節 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人の支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとされています。本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画を「第7期障害福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」として一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

本計画は、国が示す「基本指針」に基づき、障害福祉サービスや障害児通所等支援、その他の支援等の今後3年間の数値目標を設定し、それらが総合的に提供されるよう連携体制の整備と確保等について取り組むことを目的に、山口県との連携のもと、周南圏域での調整を図りながら策定します。

### 第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

◎計画の期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
光市障害者福祉基本計画	→		3次 →			→		4次 →				
光市障害福祉計画	→	5期 →		6期 →		7期 →		8期 →				

